

室蘭市住宅・建築物耐震診断補助金交付要綱

平成28年4月1日策定
令和2年4月1日最終改定

(目的)

第1条 この要綱は、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号。以下「法」という。)第3条第2項の規定に基づき、市内民間住宅、建築物の所有者が自己の建築物の耐震診断を実施するにあたり、市がこれに要する費用の一部を補助することに関して必要な事項を定めることにより、市内住宅、建築物の耐震化を促進し、安全安心な市民生活の確保に寄与することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅 戸建て住宅、長屋、併用住宅(店舗等併用住宅で、店舗等の用途に供する部分の床面積が延べ面積の1/2未満のものを含む。)及び共同住宅(店舗等を併用しており、店舗等の用途に供する部分の床面積が延べ面積の1/2未満のものを含む。)をいう。
- (2) 耐震診断 法第4条第1項の規定に基づく「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針(平成18年1月25日付け国土交通省告示第184号)」別添の指針又は国土交通大臣がこれと同等と認める方法(平成31年1月1日付国住指第3107号)により、既存建築物の耐震性を診断することをいい、診断に必要なコンクリートのコア抜き等の調査を含むものをいう。
- (3) 耐震診断員 この要綱による耐震診断を行う者で、木造住宅にあっては次のいずれにも該当する者をいい、木造以外の構造の住宅にあっては、アに該当する者をいう。
 - ア 建築士(建築士法(昭和25年法律第202号)第2条第1項に規定する建築士をいう。)で、建築士事務所(建築士法第23条第1項に規定する建築士事務所をいう。)に所属していること。
 - イ 北海道の耐震診断・耐震改修技術者名簿登録閲覧業務事務処理要領に基づく耐震診断・耐震改修技術者名簿に木造耐震診断の講習会区分で登録していること。
- (4) 耐震診断等 耐震診断及び別表1に掲げる専門機関が行う耐震診断の判定をいう。
- (5) 避難行動要支援者施設 災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第49条の10第1項に規定する者が利用する施設
- (6) マンション マンション管理の適正化の推進に関する法律(平成12年法律第149号)第2条第1号に規定する建築物をいう。

(補助対象の住宅又は建築物)

第3条 補助金の対象となる住宅又は建築物は、次に掲げるものとし、市内に存する昭和56年5月31日以前に着工した民間の住宅又は建築物とする。

- (1) 住宅については、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。
 - ア 法第14条第1号に規定する特定既存耐震不適格建築物に該当しないこと。
 - イ 区分所有の住宅にあっては、耐震診断の実施について「建物の区分所有等に関する法律(昭和37年法律第69号。以下「区分所有法」という。)」第3条に規定する区分所有者の団体若しくは第65条に規定する団体又は第47条第1項に規定する法人の議決等を経ており、地階を除く階数が3以上かつ1,000㎡以上でないこと。
 - ウ その他市長が不相当と認める事由がないこと。

(2) 建築物については、次の各号に掲げる要件のいずれかに該当するものとする。

ア 法第14条第1号に規定する特定既存耐震不適格建築物（工場は除く）。

ただし、避難行動要支援者施設については、規模要件を問わない。

イ 地階を除く階数が3以上かつ延べ面積が1,000平方メートル以上の分譲マンション（非住宅部分の床面積の合計が延べ面積の2分の1以上のものを除く）

ウ 前各号に掲げる建築物のほか、市長が必要と定める建築物

(補助対象者)

第4条 補助の対象となる者は、補助対象の住宅又は建築物の所有者（区分所有建築物にあっては、区分所有法第3条若しくは第65条に規定する団体又は第47条第1項に定める法人を含む。以下同じ。）とする。

(補助の限度)

第5条 市長は、申請者に対して予算の範囲内において、補助金を交付することができる。

2 同一棟に関する補助は、一回限りとする。

(補助対象費用)

第6条 補助の対象となる費用は、次の各号に該当するものとする。

(1) 耐震診断員が行う耐震診断に要する費用

(2) 別表1に掲げる専門機関が行う耐震診断の判定に要する費用

2 前項の費用は、耐震診断等を行う棟ごとに算定する。

(補助金の交付額)

第7条 補助金の交付額は、次に掲げるとおりとし、1,000円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てるものとする。

(1) 住宅 第6条第1項に掲げる費用の2分の1に相当する額を限度とし、市長が定めた率を乗じた額とする。ただし、戸建て住宅及び併用住宅にあっては、住宅1戸当たり5万円を限度額とし、長屋及び共同住宅は、各住戸当たり5万円を限度額とする。

(2) 建築物 第6条第1項に掲げる費用の3分の2に相当する額を限度とし、市長が定めた率を乗じた額とする。ただし、別表2に定める面積単価により算定した額を限度とし、算定した額が200万円を超える場合は、200万円を限度額とする。

(補助金の交付申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、事業年度の4月1日以降で、かつ、耐震診断を実施する前に、補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。ただし、市長が認める場合にあっては、その一部を省略することができる。

(1) 第3条第1項第1号に掲げる住宅

ア 耐震診断等に要する費用の見積書の写し

イ 耐震診断を行う者の、建築士法第5条に規定する資格者証の写し

ウ 法人所有にあっては、法人の現在事項全部証明（登記証明書）の写し

エ 個人所有にあっては、申請者の住民票の写し又は同意書（様式第2号）

オ 区分所有にあっては、耐震診断の実施について区分所有者の団体の議決等の写し

カ 複数の所有者がいる場合は、所有者全員の同意書及び印鑑証明書の写し

キ 賃貸住宅にあっては、入居者全員の同意書の写し

- ク 申請者名の補助金振込口座確認書（様式第3号）
 - ケ 位置図、配置図、各階平面図、立面図（2面以上）、面積表
 - コ 現況カラー写真（外観2面以上）
 - サ 確認済証など、着工年又は着工が昭和56年5月31日以前であることが分かる書類の写し
 - シ 申請者の滞納無証明又は同意書（様式第2号）
 - ス その他、市長が必要と認めた書類
- (2) 第3条第1項第2号に掲げる建築物
- ア 前号アからシまでの書類
 - イ 申請建築物の登記事項証明書の写し（マンション、区分所有建築物にあつては申請者が所有する部分の登記事項要約書の写し）
 - ウ その他、市長が必要と認めた書類

(補助金の交付決定)

第9条 市長は、前条の規定による補助金の交付申請があつたときは、当該申請の内容を審査し、交付又は不交付を決定し、室蘭市住宅・建築物耐震診断補助金交付決定通知書（様式第4号）又は室蘭市住宅・建築物耐震診断補助金不交付決定通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。

(耐震診断の着手)

第10条 前条の規定による補助金の交付決定の通知を受けた者（以下「交付決定を受けた者」という。）は、当該通知書を受け取った日から90日以内に耐震診断に着手するものとし、当該耐震診断に着手したときは、着手した日から14日以内に耐震診断着手届（様式第6号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 耐震診断等に要する費用に係る業務委託契約書の写し

(取り下げ届)

第11条 交付決定を受けた者は、耐震診断を中止する場合は、速やかに補助金交付申請取下届（様式第7号）により市長に届け出なければならない。

(変更申請)

第12条 交付決定を受けた者は、第9条の規定による補助金交付決定の通知を受けた後、事情により耐震診断等の内容を変更するときは、速やかに補助金交付変更申請書（様式第8号）に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 耐震診断等に要する費用の変更があるときは、耐震診断等に要する費用の変更見積書の写し
- (2) 変更の内容を表す書類、図面等（当初及び変更内容を明記のこと。）
- (3) 耐震診断等に要する費用の変更があるときは、耐震診断等に係る業務委託変更契約書の写し
- (4) その他、市長が必要と認めた書類

2 市長は、前項の規定による変更申請があつたときは、当該申請の内容を審査し、交付又は不交付を決定し、室蘭市住宅・建築物耐震診断補助金交付決定変更通知書（様式第9号）又は室蘭市住宅・建築物耐震診断補助金不交付決定通知書（様式第10号）により申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第13条 交付決定を受けた者は、補助事業が完了したときは、その完了の日から起算して30日以内又は当該事業年度の3月31日までのうち、いずれか早い日までに、実績報告書（様式第11号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、やむを得ない事情による市長が認める場合にあっては、この限りではない。

- (1) 耐震診断報告書
- (2) 耐震診断等に要した費用に係る契約書の写し
- (3) 耐震診断等に要した費用に係る支出を証明する書類の写し
- (4) 耐震診断等に要した費用の明細書の写し
- (5) 構造が木造以外については、別表1に掲げる専門機関による耐震診断判定書の写し

（事業が期日までに完了しない場合等の報告）

第14条 交付決定を受けた者は、補助事業が当該事業年度の3月31日までに完了しない場合及び業務の遂行が困難な場合は、補助事業等執行遅延（不能）報告書（様式第12号）を市長に提出し、市長の指示を受けなければならない。

（補助金の額の確定）

第15条 市長は、第13条の規定による実績報告書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、適正と認めたときは、補助金の額を決定し、室蘭市住宅・建築物耐震診断補助金の額の確定通知書（様式第13号）により交付決定を受けた者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第16条 前条の規定による補助金の額の通知を受けた者は、当該補助金の交付を請求しようとするときは、補助金交付請求書（様式第14号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による補助金の交付請求は、当該通知書を受け取った日から14日以内に行わなければならない。

（補助金の交付）

第17条 市長は、前条の規定による補助金交付請求書の提出があったときは、補助金を交付するものとする。

（交付決定の取り消し）

第18条 市長は、交付決定を受けた者が次の各号の一に該当すると認めるときは、補助金交付決定の一部又は全部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽、その他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき
- (2) 補助金を耐震診断事業以外の用途に使用したとき
- (3) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他この要綱又はこれに基づく市長の措置に違反したとき
- (4) 室蘭市暴力団の排除の推進に関する条例（平成26年条例第39号）第2条第1号に規定する暴力団及び第2号に規定する暴力団員であるとき
- (5) その他市長が不相当と認める事由が生じたとき

2 市長は、前項の規定により、補助金の交付決定を取り消したときは、室蘭市住宅・建築物耐震診断補助金交付決定取消通知書（様式第15号）により交付決定を受けた者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第19条 市長は、補助金の交付決定を取り消したときで、当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、前条第1項の規定により交付決定を取り消された者に対して、室蘭市住宅・建築物耐震診断補助金返還命令書（様式第16号）により、期限を定めて返還を命ずることができる。

（補助事業の遂行）

第20条 交付決定を受けた者は、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に従い、適切に補助事業を行わなければならない。

（書類の整備、保存）

第21条 この要綱に基づき補助金の交付を受けた者（以下「補助金の交付を受けた者」という。）は、この事業に係る補助金の収入及び支出を明らかにした帳簿及び関係書類を整備し、これを事業の完了する日の属する年度の翌年度の初日から5年間保存しなければならない。

（調査等への協力）

第22条 補助金の交付を受けた者は、この事業に係る補助金の執行等に関し、市長が必要な調査等を行うときはこれに協力しなければならない。

（事業主の責務）

第23条 補助金の交付を受けた者は、補助の対象となった建築物の耐震化に努めなければならない。

2 補助金の交付を受けた者は、この事業完了後、速やかに耐震改修検討書（様式第17号）を市長に提出しなければならない。

3 補助金の交付を受けた者は、当該建築物の耐震改修工事、建替え工事又は解体工事が完了するまでの間、前項の耐震改修検討書を、毎年1回市長に提出しなければならない。

（その他）

第24条 この要綱に定めるもののほか、この事業の施行について必要な事項は市長が別に定める。

附則

（施行期日）

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

2 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

3 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

4 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表1 耐震診断に関する専門機関（第2条、第6条及び第13条関係）

専門機関名
(1) 全国耐震ネットワーク委員会に登録された耐震判定委員会

別表2 補助金の限度額（第7条第1項第2号関係）

項	区分	面積単価
1	延べ面積1,000平方メートル以内の部分	1平方メートル当たり3,670円
2	延べ面積1,000平方メートルを超えて2,000平方メートル以内の部分	1平方メートル当たり1,570円
3	延べ面積2,000平方メートルを超える部分	1平方メートル当たり1,050円

様式第1号 補助金交付申請書

様式第2号 同意書

様式第3号 補助金振込口座確認書

様式第4号 室蘭市住宅・建築物耐震診断補助金交付決定通知書

様式第5号 室蘭市住宅・建築物耐震診断補助金不交付決定通知書

様式第6号 耐震診断着手届

様式第7号 補助金交付申請取下届

様式第8号 補助金交付変更申請書

様式第9号 室蘭市住宅・建築物耐震診断補助金交付決定変更通知書

様式第10号 室蘭市住宅・建築物耐震診断補助金不交付決定通知書

様式第11号 実績報告書

様式第12号 補助事業等執行遅延（不能）報告書

様式第13号 室蘭市住宅・建築物耐震診断補助金の額の確定通知書

様式第14号 補助金交付請求書

様式第15号 室蘭市住宅・建築物耐震診断補助金交付決定取消通知書

様式第16号 室蘭市住宅・建築物耐震診断補助金返還命令書

様式第17号 耐震改修検討書